

(趣旨)

第1条 この要領は、低入札価格調査制度（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般競争入札又は指名競争入札により工事の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とすることができる場合において、最低価格入札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。）の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象となる工事)

第2条 前条の規定による調査の対象となる工事（以下「適用工事」という。）は、予定価格が5,000,000円以上の工事とする。ただし、次に掲げる工事は、予定価格設定権者が必要と認めた場合を除き、対象としない。

- (1) 簡易な切土及び盛土に係る工事
- (2) 張芝工事
- (3) 崩土等除去工事
- (4) 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡及び防護柵に係る工事
- (5) 地下構造物を伴わない建物解体工事

(調査基準価格)

第3条 予定価格設定権者は、適用工事の入札に当たり、予定価格のほかに、相手方となるべき者の入札する価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、これらを予定価格調書に記載する。

2 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる費用にそれぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合は上限額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（以下「下限額」という。）に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。

直接工事費	100分の97
共通仮設費	100分の90
現場管理費	100分の90
一般管理費	100分の68

(入札参加者への周知)

第4条 前条の規定により調査基準価格を定めたときは、適用工事の指名通知書又は発注公告に、その旨を明記する。

(落札者の決定)

第5条 入札執行者は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内かつ調査基準価格以上の入札が行われた場合は最低価格入札者を落札者とし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は入札者に対し落札者の決定を保留し後日結果を通知する旨を告げて入札を終了する。

(調査)

第6条 第1条の規定による調査を行う者（以下「調査担当者」という。）は、財務課長及び適用工事の事業主管課長とする。

2 調査担当者は、調査基準価格を下回る最低価格入札者を落札者とした場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次に掲げる項目について最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を行った上で、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書（様式第1号）を作成し、これを町長に提出する。

- (1) 当該価格により入札した理由（必要に応じ当該入札価格に対応する内訳書を徴する。）
- (2) 当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
- (3) 当該工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 当該工事の施工場所と入札者の事業所、資材機材保管場所等との関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持ち機械及び設備の状況
- (8) 労務者の具体的な供給の見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 前号に規定する公共工事のうち町が発注した工事についての工事成績
- (11) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会による。）

(12) 信用状況（建設業法（昭和24年法律第100号）の規定の違反の有無、賃金支払の状況等）

(13) その他町長が必要と認める事項

（低入札価格調査会）

第7条 第1条の規定による調査の結果に基づき町長に意見を述べるため、低入札価格調査会を設置し、その組織は、上市町指名委員会設置要領（平成9年上市町訓令第3号）に規定する上市町指名委員会の例による。

（低入札価格調査会に対する意見の求め等）

第8条 町長は、第6条第2項に規定する調査書の提出があった場合において、当該入札に係る落札者を決定するときは、低入札価格に対する意見について（依頼）（様式第2号）及び低入札価格調査書（様式第1号）を低入札価格調査会に提出し、その意見を求めるものとする。

2 低入札価格調査会は、前項の規定により意見を求められたときは、必要な調査を行った上で、低入札価格に対する意見について（回答）（様式第3号）により意見を表示するものとする。

（低入札価格審査会の意見に基づく落札者の決定）

第9条 町長は、低入札価格調査会の表示した意見により、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。

2 町長は、低入札価格調査会の表示した意見により、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、次順位者を落札者とする。この場合において、当該次順位者が調査基準価格を下回る入札者である場合には、第6条、前条及び前項に規定する手続を準用する。

（入札者への通知）

第10条 町長は、前条第1項の規定により最低価格入札者を落札者と決定したときは、直ちに当該最低価格入札者に対し入札結果通知書（様式第4号）により落札した旨を、他の入札者の全てに対し入札結果通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

2 町長は、前条第2項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し入札結果通知書（様式第6号）により落札者としないう旨を、次順位者に対し入札結果通知書（様式第7号）により落札者となった旨を、その他の入札者の全てに対し入札結果通知書（様式第5号）により次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

（結果の公表）

第11条 町長は、第9条第2項の規定により最低価格入札者を落札者としなかったときは、当該入札の結果につき次に掲げる事項を公表する。

- (1) 入札番号
- (2) 工事名
- (3) 施工場所
- (4) 予定価格
- (5) 最低価格入札者名
- (6) 最低入札価格
- (7) 落札者名
- (8) 落札価格
- (9) 最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とした理由
(その他)

第12条 この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月30日訓令第2号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (令和4年7月1日訓令第6号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の規定は、この訓令の施行の日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

様式 略